

医療等に係る消費税問題

第12回 国民医療推進協議会総会

2015年10月7日
公益社団法人 日本医師会

国民の生命と健康を守るためには、
最善の医療を提供し続けていくことが必要。

そのためには医療機関等が健全な経営を
続けることが重要であり、
患者や医療機関等に不合理な負担を強いる
「医療等に係る消費税問題」の解決は
喫緊の課題。

1. 主な課題

既存のマクロ的な補てん不足

→平成元年3%導入時、平成9年3%→5%時。
全国の医療機関の負担額合計は、
日本医師会の推計で、年間2560億円に達する。

設備投資等(医療機関による仕入構成の違い)への対応

→診療報酬では対応できないという認識は
中医協各委員においても、すでに共有されている。

2. 税率8%引き上げ時の診療報酬への上乗せ率と 医療機関の支払う消費税

税率8%に対して

医療機関の支払う消費税(診療収入に対する割合)

| | | |
|------------------------|---------------------------------|-------|
| 医薬品・材料にかかる消費税 1.96% | その他の費用・設備投資 にかかる消費税 1.68% | 3.64% |
|------------------------|---------------------------------|-------|

診療報酬への上乗せ対応(平成26年改定を含む)

| | | | |
|-------------|-------------------|-------|--|
| 薬価・特定保険医療材料 | 診療報酬 (本体)1.06% | 0.62% | (※) 5%時 0.43 8%時 0.63 合計 1.06 |
|-------------|-------------------|-------|--|

年間約2,560億円
(平成26年度予算ベース
の国民医療費41.3兆円に
0.62%を乗じたもの)

診療報酬(本体)への
上乗せが補てん不足

※医療機関の支払う消費税の数値は、第18回医療経済実態調査(2013年)より算出

3. 四病院団体協議会・日本病院団体協議会 「医療機関における消費税に関する調査結果(最終報告書)」 (2015年2月27日)より

※ 調査対象は病院

〈診療報酬による増税分(5%→8%)の補てん状況〉

- 病院の65.3%が補てん不足。
- 病院の補てん率(注)が50%未満から150%以上までと、ばらつきが大きい。

(注) 診療報酬による消費税増税分の補てん率
= 診療報酬に含まれる「消費税対応分」による補てん額
÷ 課税経費に含まれる消費税増税分

4. 医療機関等の消費税負担の具体的影響事例

※朝日新聞朝刊(平成27年8月24日)「にっぽんの負担、病院経営「8%」ショック」
より抜粋

・千葉大医学部付属病院

2014年度決算は7億円の赤字。04年度に国立大学法人になって初の赤字。8%への増税が病院経営を直撃した。

今回の増税で消費税の支払いが5億円増えた。診療報酬による穴埋めを差し引いても2億円の負担増。

赤字対策としてあらゆる経費節減に取り組む。残業を減らすため医療スタッフの会議を5時開始に早めた。

手術用の帽子や注射器などは共同購入で単価の引き下げを図る。薬は後発薬優先を更に徹底し、7月には80%に。

2月に3本目の井戸を稼働させて、病院の使う水の8割が地下水となり、年間1千万を削減。

・聖マリアンナ医科大学病院

院内の診察室などのパソコンの更新予定を延期。ウインドウズXP(昨年4月にサポート終了)を継続して使用することで約20億円の経費を浮かせた。

業務委託の看護助手を、消費税がかからない直接雇用に変更した。

・亀田総合病院グループ

医師らの人件費に切り込んだ。職員のボーナスを5~6%引き下げた。

14年度の消費税支払額が前年度より約4億円増。これは前年度の税引き前利益約1.5億円を上回り、赤字の現実味が浮上。

5. 『平成27年度税制改正大綱』(自民党・公明党)より抜粋

(検討事項)

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

※『平成26年度税制改正大綱』(自民党・公明党)に、上記____線の箇所が加わった。

(参考)『平成26年度税制改正大綱』(自民党・公明党)より抜粋

(検討事項)

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

6. 日本医師会 医療機関等の消費税問題に関する検討会

医療機関等の消費税問題に関する検討会 委員名簿

| 氏名 | 役職 |
|-------|---------------------|
| 井上裕之 | 財務省主税局審議官 |
| 坂本基 | 財務省主税局税制第二課長 |
| 武田俊彦 | 厚生労働省審議官（医療保険担当） |
| 吉田学 | 厚生労働省審議官（医療介護連携担当） |
| 渡辺由美子 | 厚生労働省保険局 医療介護連携政策課長 |
| 土生栄二 | 厚生労働省医政局 総務課長 |
| 瀬古口精良 | 日本歯科医師会 常務理事 |
| 森昌平 | 日本薬剤師会 副会長 |
| 田尻泰典 | 日本薬剤師会 常務理事 |
| 梶原優 | 日本病院会 副会長 |
| 西澤寛俊 | 全日本病院協会 会長 |
| 伊藤伸一 | 日本医療法人協会 会長代行 |
| 長瀬輝諠 | 日本精神科病院協会 副会長 |

（平成27年7月16日現在）

公益社団法人 日本医師会

8

7. 日本医師会 平成28年度税制改正要望より 1/2

日本医師会 平成28年度税制改正要望

・消費税対策(1)

社会保険診療報酬等に対する消費税について、消費税率10%引き上げ時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。

（創設 — 消費税 —）

【趣旨】

昨年9月に、医療関係各団体のご意見を踏まえとりまとめた要望をベースに、昨年度は、「10%時」の解決を求めていたところを、10%引き上げが1年半延期されたことを踏まえ、10%引き上げ時に環境整備を行うことが時間的に可能と考え、「10%引き上げ時」の解決を求めるとしました。

抜本的解決のため、消費税率10%時引き上げ時に環境を整備し、現行制度から、軽減税率などへ転換すること等

（免税制度、ゼロ税率、非課税のまま税制による全額還付方式等を含む）を要望しています。

9

日本医師会 平成28年度税制改正要望

・消費税対策(2)

青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上
または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し
医療事業の用に供した場合には、
取得価額の50%の特別償却または4%の税額控除
を認める措置を創設すること。 (創設 ー消費税ー)

【趣旨】

消費税率10%引き上げが、平成29年4月に延期されましたが、平成28年度の社会保障財源の確保において様々な困難が予想される中で、医療機関の消費税負担、とりわけ設備投資による負担が一層深刻になると考えられます。この問題は医療機関にとって経営の根幹にかかわる問題です。そこで、設備投資による消費税負担を軽減する措置の創設を求めます。厚生労働省も同様の要望を取り上げています。できるだけ幅広い設備等が対象となるようご理解ご協力をお願いいたします。